

## 京都市住宅の自家消費型太陽光発電設備等設置補助金実施要領

### 1 目的

この実施要領は、京都市住宅の自家消費型太陽光発電設備等設置補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第1条に掲げる補助事業の実施に関して、交付要綱の定めによるほか、必要な細目等を定めることを目的とする。

### 2 事業内容

住宅の自家消費型太陽光発電設備等設置促進補助事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金を活用して、3（1）に規定する者が3（2）に規定する設備（以下「補助対象設備」という。）を設置する事業（以下「補助対象事業」という。）の実施に対し、補助金（以下「間接補助金」という。）を交付する事業（以下「補助事業」という。）を実施するものとする。

### 3 間接補助金の交付事業

#### (1) 間接補助金の交付対象者

間接補助金の交付の対象となる者は、以下のア～エに掲げるいずれかの要件を満たす者とする。なお、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者は対象としない。

ア 京都市内の一戸建ての住宅に太陽光発電設備（発電出力が2.0kW以上のものに限る。）と同時に蓄電池又はV2H充放電設備を設置する者（PPA（エネルギーサービスプロバイダ等が設置した再生可能エネルギー発電設備で発電した電気を、需要家が電気と環境価値が紐づいた状態で調達し消費する契約形態。以下同じ）・リース等により導入した場合を含む）。ただし、補助事業者が定める日以降に、補助対象設備の設置工事の請負契約を締結し、同契約に基づき工事着手した場合に限る。なお、同工事請負契約日が令和7年度内の場合は、補助対象事業の実施期間が長期に渡る場合のみ対象とする。

イ 太陽光発電設備（発電出力が2.0kW以上のものに限る。）及び蓄電池又はV2H充放電設備が設置された京都市内の新築一戸建て建売住宅（建売を前提に建築され、一度も登記されたことのない住宅）を購入する者。ただし、補助事業者が定める日以降に、同住宅を購入した場合に限る。

ウ 京都市内の一戸建ての住宅に既存の太陽光発電設備の追加的設備として蓄電池又はV2H充放電設備を設置する者。ただし、補助事業者が定める日以降に、補助対象設備の設置工事の請負契約を締結し、同契約に基づき工事着手した場合に限る。

#### (2) 間接補助金の交付額、補助対象設備の要件及び補助対象経費

間接補助金の交付額、補助対象設備の要件及び補助対象経費は、別表に定めるとおりとし、補助事業者は、補助対象事業に要する経費について、補助金の

範囲内において間接補助金を交付する。なお、市長が指定する補助金等を得て、同一の補助対象設備を設置しようとする場合又は設置した場合は、本要綱に基づく補助金の対象外とする。

(3) 補助事業の実施体制

補助事業者は、補助事業の適正かつ円滑な実施のため、次のア～オに掲げる事項を適切に行うための体制を整えなければならない。

ア 間接補助金交付先の公募

イ 間接補助金の事前登録（事前登録申込（間接補助金の交付を受けようとする者が、工事着工前に補助金額分の予算を確保するために任意で行う申込みのことをいう。）の審査から登録完了までを含む。）に関する事務

ウ 間接補助金の交付（交付申請（間接補助金の交付を受けようとする者が工事完了後に間接補助金の交付を受けるために行う申請のことをいう。）の審査から間接補助金の支払いまでを含む。）に関する事務

エ 間接補助金の交付決定を受けた者の指導監督

オ 間接補助金の事業開始承認（事業開始承認申請（間接補助金の交付を受けようとする者が、複数年度で補助対象事業を実施する場合に、工事着手前に事業開始の承認を受けるために行う申請のことをいう。）の審査から承認までを含む。）に関する事務

カ 補助対象事業に対する問合せ等への対応

キ その他上記に関する付帯事務

(4) 間接補助金の交付決定を受けた者の指導監督

ア 補助事業者は、補助対象事業の実施状況を把握し、間接補助金の交付決定を受けた者に対して補助対象事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を求めるとともに、それにより得た情報を適時適切に市長に報告するものとする。

イ 補助事業者は、補助対象事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、市長に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、間接補助金の交付決定を受けた者に対して必要な改善を指導するものとする。

(5) 交付の条件

ア 間接補助金の交付を受けた者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（「取得財産等」という。）について、管理するための台帳を備え、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

イ 取得財産のうち、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第4号及び第5号の規定に基づき環境大臣が定める処分を制限する財産は、取得財産等の取得価格が単価500千円以上の機械及び器具、備品及びその他重要な財産とする。

ウ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第17

9号) 第22条に定める取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める期間とする。

エ 間接補助金の交付を受けた者は、市長、環境大臣又は地方環境事務所長の承認を受けずに、前項で定める期間を経過するまで、取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊し(廃棄を含む。)を行ってはならない。

なお、財産処分に関する承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について(平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。)に基づき行うものとする。また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、別途指定する期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて民法(明治29年法律第29号)第404条第1項の規定による法定利率により計算した延滞金を徴するものとする。

オ 補助対象事業の完了によって間接補助金の交付を受けた者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助対象事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、補助金の全部又は一部に相当する金額を間接補助金の交付を受けた者に納付させることができる。

カ 間接補助金の交付を受けた者は、間接補助金について経理を明らかにする帳簿(電磁的記録による保管が可能なものも含む)を作成し、事業終了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、取得財産等について上記ウで定める処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を保存しなければならない。

#### 4 その他

補助事業者は、交付要綱又はこの実施要領(以下「交付要綱等」という。)に疑義が生じたとき、交付要綱等により難しい事由が生じたとき、あるいは交付要綱等に記載のない細部事項が生じたときについては、市長に速やかに報告し、その指示に従うものとする。

#### 附 則

この実施要領は、令和8年4月20日から施行する。

別表

1 間接補助金の交付額

補助対象設備	交付額
次の補助対象設備を同時に設置する場合 (1) 太陽光発電設備 (2) 蓄電池又はV2H充放電設備※1	【太陽光発電設備】 7万円/kW 【蓄電池】 5万円/kWh
次の補助対象設備を同時に設置する場合 (1) 太陽光発電設備 (2) 蓄電池又はV2H充放電設備※1 (3) 高効率給湯機器又はコージェネレーションシステム※2	ただし、補助対象経費の3分の1を上限とする。 【V2H充放電設備】 10万円/件 【高効率給湯機器】 補助対象経費の2分の1 ただし、30万円を上限とする。 【コージェネレーションシステム】 補助対象設備の2分の1 ただし、80万円を上限とする。
既存の太陽光発電設備の追加的設備として、蓄電池又はV2H充放電設備を設置する場合※1	10万円/件

※1 蓄電池とV2H充放電設備の両方を設置した場合の補助対象設備（交付額）は、いずれかとする。

※2 高効率給湯機器とコージェネレーションシステムの両方を設置した場合の補助対象設備（交付額）は、いずれかとする。

2 補助対象設備の要件

(1) 共通

ア エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。

イ 各種法令等に遵守した設備であること。

ウ 補助対象設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、対象外とする。

エ 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。

オ 補助対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助対象事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(2) 太陽光発電設備（自家消費型）

補助要件	<ul style="list-style-type: none"><li>a 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。</li><li>b 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。</li><li>c 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。</li><li>d 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）及び「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。）。特に、次の（a）～（1）をすべて遵守していることを確認すること。<ul style="list-style-type: none"><li>(a) 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。</li><li>(b) 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。</li><li>(c) 防災、環境保全、景観保全を考慮し補助対象設備の設計を行うよう努めること。</li><li>(d) 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。</li><li>(e) 20kW以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本補助金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。</li><li>(f) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。</li><li>(g) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。</li></ul></li></ul>
------	---

- (h) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
- (i) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
- (j) 補助対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。
- (k) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、補助対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
- (l) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること。
- e PPAの場合、PPA事業者（需要家に対してPPAにより電気を供給する事業者。以下同じ。）を交付申請者とした上で、補助金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA事業者が京都府内に本社を有する企業の場合は、控除額を補助金額相当分の4/5とすることができる。）。サービス料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。
- f リース契約の場合、リース事業者（需要家に対してリースにより電気を供給する事業者。以下同じ。）を交付申請者とした上で、補助金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。
- g 次の(a)～(b)のいずれかを満たすこと。
  - (a) 当該事業において再エネ電力の供給を受ける需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力量の30%以上を当該需要家が消費すること。
  - (b) 需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。

	<p>h 建材一体型太陽光発電設備を導入する場合、次の①又は②に適合すること。</p> <p>① 屋外に設置する太陽光発電設備については、「建築基準法施行令」第 83 条から第 88 条までを遵守し、「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令」第 4 条に定めるところにより、風圧力、自重、積雪並びに地震その他の振動及び衝撃に対して、耐え得る構造であること。</p> <p>② 屋内に設置する後付け太陽光発電設備については、「建築基準法施行令」第 88 条を遵守し、「JASS14 (カーテンウォール工事)」2.5.1_慣性力に対する安全性能及び「JIS C61730-2 : 2020」太陽電池モジュールの安全適格性確認に定めるところにより地震その他の振動、衝撃及び電気的安全性に対して、耐え得る構造であること。加えて既存窓ガラスの熱割れ防止のため「JASS17 (ガラス工事)」1.2.3.7_熱割れ防止性能を有すること。</p>
--	--

### (3) 蓄電池

補助要件	<p>a 2(2)の付帯設備であること又は既存の太陽光発電設備の追加的設備として設置されること。</p> <p>b 原則として再生可能エネルギー発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。</p> <p>c 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。</p> <p>d 家庭用：12.5 万円/kWh、業務用：11.9 万円/kWh 以下（いずれも工事費込み・税抜き）の蓄電システムとなるよう努めること。</p> <p>e PPA の場合、PPA 事業者を交付申請者とした上で、補助金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA 事業者が京都府内に本社を有する企業の場合は、控除額を補助金額相当分の 4/5 とすることができる。）。サービス料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。</p> <p>f リース契約の場合、リース事業者を交付申請者とした上で、補助金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。</p>
------	--

【家庭用蓄電池（20kWh以下）：g～1の全てを満たすこと】

g 蓄電池パッケージ

(a) 蓄電池部（初期実効容量1.0kWh以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。

※ 初期実効容量は、JEM規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。

※ システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

h 性能表示基準

初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。

(a) 初期実効容量

製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、一般社団法人日本電機工業会 日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること）

(b) 定格出力

定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。

(c) 出力可能時間の例示

① 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力（W）と出力可能時間（h）の積で規定される容量（Wh）が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。

② 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が10分未満の場合は、1分刻みで表示すること。出力可能時間が10分以上の場合は、5分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電シ

テムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位はW、kW、MWのいずれかとする。

(d) 保有期間

法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。

(e) 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。

【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください。」

(f) アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。

i 蓄電池部安全基準

(a) JIS C8715-2 又は IEC62619 の規格を満足すること。

j 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

(a) JIS C4412 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める JIS C4412 適用の猶予期間中は、JIS C4412-1 若しくは JIS C4412-2※の規格も可とする。

※ 「JIS C4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。

k 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

(a) 蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

※ 第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。

1 保証期間

(a) メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。

※ 蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。

※ 当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。

※ メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。

※ 蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする

	<p>※ JEM 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。</p>
--	--

(4) 高効率給湯器・コージェネレーションシステム

補助要件	<p>a 2(2)及び(3)又は(5)の付帯設備であること。</p> <p>b 設置される高効率給湯機器について、従来の給湯機器等に対して 30%以上省 CO2 効果が得られるものであること。</p> <p>c 設置される高効率給湯機器について、インターネットに接続可能な機種で、翌日の天気予報や日射量予報に連動することで、昼間の時間帯に沸き上げをシフトする機能を有するものであること、または、おひさまエコキュートであること。</p> <p>d 設置されるコージェネレーションシステムについて、都市ガス、天然ガス、LPG、バイオガス等を燃料とし、エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型動力発生装置又は燃料電池であること。</p> <p>e 設置されるコージェネレーションシステムについて、気象情報と連動することで、停電が予想される場合に稼働を停止しない機能を有するものであること。</p>
------	--

(5) V2H充放電設備

補助要件	<p>a 2(2)の付帯設備であること又は既存の太陽光発電設備の追加的設備として設置されること。</p> <p>b 太陽光発電システムが発電する電力を電気自動車等に充放電することができるもの</p> <p>c V2H充放電設備の型式が、経済産業省「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」の補助対象V2H充放電設備一覧表に掲載されているもの</p>
------	--

3 補助対象経費

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃

			<p>金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。</p>
		直接経費	<p>事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。</p> <p>①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)</p> <p>②水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料)</p> <p>③機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。))</p> <p>④負担金(事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費)</p>
	(間接工事費)	共通仮設費	<p>事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。</p> <p>①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用</p> <p>②準備、後片付け整地等に要する費用</p> <p>③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用</p> <p>④技術管理に要する費用</p> <p>⑤交通の管理、安全施設に要する費用</p>
		現場管理費	<p>事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>
		一般管理費	<p>事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>
	付帯工事費		<p>本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。</p>
	機械器具費		<p>事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借</p>

			料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。